平成２４年（フ）第５８８号
千葉市美浜区稲毛海岸４丁目６番22号　コーポヤマナカ101号
債務者　藤田　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９８号
千葉市若葉区若松町531番地81　グリーンパレスハヤシ503号
債務者　石橋　彰子（旧姓岸本・日永田）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０２号
千葉県市川市大洲４丁目４番14号白樺荘Ｆ号
債務者　千葉　俊也
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０５号
千葉市若葉区愛生町120番地事業団宿舎７棟103号
債務者　堀口　明美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１８号
千葉市中央区松波４丁目22番７―501号
債務者　河本典子こと　河　　典子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４５号
千葉市美浜区高洲２丁目４番３棟209号
債務者　東　　俊一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
長野県千曲市大字磯部1018番地２、前住所長野県千曲市大字若宮1058番地
債務者　中村　昌信
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７３号
長野県東御市滋野乙3297番地　信濃病院内、住民票上の住所長野県上田市上田1767番地１ホワイトメゾンＡ―２号
債務者　跡野　　雅
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１７５号
岐阜市日野北２丁目１番14号ブライトフリーデＡ101号室
債務者　羽田野督貴
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１０８号
名古屋市緑区白土206番地
債務者　坂野　多恵
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
三重県四日市市堂ケ山町637番地
債務者　伊藤　高広
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
三重県員弁郡東員町笹尾東４丁目20番２
債務者　豊田　党宣
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
三重県四日市市幸町７番16号　幸町コーポＹメゾンハピネス201号室、前住所三重県四日市市中里町32番地10
債務者　森　　喜彦
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀597番地３、前住所滋賀県彦根市芹川町458番地402号
債務者　福井由美子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市広畑区小坂164番地63
債務者　高田道子こと　池　　道子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５３号
兵庫県加古郡播磨町古田３丁目21番１号
債務者　杉本　光明
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６０号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1274番地、従前の住所兵庫県高砂市曽根町806番地の１
債務者　山下　貴宏
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部